

改正

平成25年12月13日条例第40号

平成28年3月16日条例第17号

山武市看護学生奨学金貸付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）として地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「さんむ医療センター」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、さんむ医療センターにおける看護師等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第5条に規定する看護師をいう。
- (2) 助産師 法第3条に規定する助産師をいう。
- (3) 養成施設 法第20条及び第21条の規定により文部科学大臣が指定した学校並びに都道府県知事が指定した看護師養成所及び助産師養成所をいう。
- (4) 看護業務 看護師等の行う業務をいう。
- (5) 看護学生 養成施設で看護業務を履修する課程に在学する者をいう。

(貸付対象者)

第3条 市長は、養成施設に在学する者であつて、将来看護師等としてさんむ医療センターの業務に従事しようとするものに対し、看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることができる。

(貸付金額及び貸付期間)

第4条 奨学金の貸付金額及び貸付期間は、規則で定める。

(貸付けの申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書を市長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、第5条の貸付申請書を受理したときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び中止)

第8条 市長は、奨学金の貸付けを受けている者が、養成施設の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は看護業務研修を中断することとなったときは、その事実が生じた日の属する月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学金の貸付けを休止するものとする。

2 市長は、奨学金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学金の貸付けを中止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 養成施設の課程を退学し、又は中止したとき。

(3) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(4) 心身の故障のため、養成施設の課程の履修又は継続の見込みがなくなると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(償還の免除)

第9条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が養成施設の課程を修了し、直ちに、引き続き奨学金の貸付けを受けた期間に相当する年数（1年未満の月数があるときは、これを1年とする（以下「必要勤務期間」という。））を、看護師等としてさむ医療センターの業務（以下「業務」という。）に従事したときは、当該奨学金の償還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

2 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が業務に従事を開始した日から必要勤務期間を経過する日までの間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため必要勤務期間業務に従事することができないこととなったときは、当該業務の継続が困難となった日の属する月から当該奨学金の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除するものとする。

(償還)

第10条 奨学金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該奨学金の額に、該当すると判断した日から償還の日までの日数に応じ年7.3パーセントの割合で計

算した利息を加えた額を市長の定める日（次項において「償還期日」という。）までに一括又は分割して償還しなければならない。

(1) 第8条第2項の規定により奨学金の貸付けが中止されたとき。

(2) 前条第2項に規定する場合を除き、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 奨学金の貸付けを受けた者は、当該奨学金を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間は当該奨学金の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

(1) 第8条第2項第3号の規定により奨学金の貸付けを中止された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 助産師資格取得のため養成施設に在学しているとき。ただし、その期間は、1年を限度とする。

(3) 看護師免許又は助産師免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、養成施設卒業後2年を限度とする。

(4) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の償還及び当該利息の支払が困難であると認められるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく貸付け等の申請受付、決定その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(償還に係る利息の割合等の特例)

- 3 当分の間、第10条第1項に規定する利息の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 4 当分の間、第10条第2項に規定する利息の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則（平成25年12月13日条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定中延滞金又は利息に関する部分は、延滞金又は利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。